平成２２年（フ）第３６１６号
札幌市手稲区前田３条４丁目１番８―503号
債務者　佐藤　静子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６２９号
札幌市東区北32条東４丁目１番15―501号
債務者　澤瀬　進
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６３８号
札幌市手稲区富丘１条４丁目４番６―301号
債務者　杉山　芳裕
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６７３号
札幌市南区真駒内本町３丁目９番２―610号
債務者　菅原　敏夫
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６７４号
札幌市南区真駒内本町３丁目９番２―610号
債務者　菅原　弘恵
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７２１号
北海道恵庭市相生町155番地
債務者　和嶌　義男
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８０号
群馬県高崎市江木町952番地１
債務者　皆川　賢二
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４７３号
埼玉県本庄市東台４丁目２番３号
債務者　岡芹　美香
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５２１号
埼玉県熊谷市久下１丁目78番地　レジデンス三友203
債務者　山﨑　恵
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５２５号
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保31番地５
債務者　奥原　真紀
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２２９号
千葉県山武郡大網白里町みずほ台１丁目44番地26
債務者　山本　規義
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第６４７号
新潟市秋葉区古津1078番地
債務者　皆川久美子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１００号
新潟県燕市分水学校町２丁目１番９号　スクールタウン大島203号
債務者　小根山一善
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１０１号
新潟県燕市分水学校町２丁目１番９号　スクールタウン大島203号
債務者　小根山陽子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１０５号
新潟県三条市林町１丁目14番４号
債務者　星野　保子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第４８８号
愛知県一宮市木曽川町外割田字郷中川田75番地
債務者　木村一二三
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１１３号
三重県松阪市川井町999番地
債務者　東山江津子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第４７９号
沖縄県糸満市字阿波根1575番地　雇用促進住宅阿波根宿舎３号棟104号
債務者　髙良恵利佳
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部